

労働保険事務組合委託手数料（令和7年4月1日以降）

労働保険事務処理規約第18条の手数料は次の通り定める。

一元適用事業場		二元適用事業場	
常時使用労働者数	手数料の額	常時使用労働者数	手数料の額
1~5	8,000	1~5	10,000
6~10	9,000	6~10	12,000
11~20	11,000	11~20	14,000
21~	15,000	21~	18,000

上記金額に特別加入者1人につき500円（税抜）を加算する。

二以上委託事業場については常時使用労働者数を通算する。

※「手数料の額」は消費税を含まない。